

(4) 自動車・バイク・自転車

① 日本で運転できる免許証

ジュネーブ条約を結んでいる国が出している国際運転免許証

ジュネーブ条約を結んでいる国が出している国際運転免許証を使って、日本で運転することができます。

- 国際運転免許証で、運転できる期間は、はじめて日本に入った日から1年間です。その免許証の有効期限がそれより前の場合は、その有効期限までです。

ただし、再入国許可をもらって、日本を出た人が、日本を出た日から3か月以内にもう一度日本に入った場合は、有効期限は、最初に日本に入った日から1年間となります。

- 国際運転免許証は、日本で更新できません
- 日本に1年以上住む場合は、日本の運転免許証に、切り替えてください。

☆参考サイト

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/menkyo/menkyo/kokugai/kokugai04.html>

外国運転免許証

スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、エストニア、台湾の運転免許証を持っている人は、その免許証の日本語の翻訳文を持っていれば、日本でも運転することができます。

- 外国運転免許証で、運転できる期間は、はじめて日本に入った日から1年間です。その免許証の有効期限がそれより前の場合は、その有効期限までです。

2. 暮らしと住まい

ただし、**再入国許可**をもらって、**日本を出た人が、日本を出た日から3か月以内にもう一度日本に入った場合は、有効期限は、最初に日本に入った日から1年間**となります。

- **日本にある、その運転免許証を取った国の大使館・総領事館か、または日本自動車連盟（JAF）で、翻訳してもらわなければなりません。**

※**台湾の運転免許証**については、**台湾で翻訳してもらうときは「台湾日本関係協会」、日本で翻訳してもらうときは、「台北駐日経済文化代表処」または「日本自動車連盟（JAF）」で、翻訳してもらわなければなりません。**

- **運転するとき**はいつも、**外国運転免許証の原本、日本語の翻訳文、パスポートを持っていなければなりません。**

☆参考サイト

<http://www.jaf.or.jp/inter/translation/specific.htm>

日本の運転免許証

外国で取った運転免許証を持っていて、次の2つの条件に合う人は、日本の運転免許証に切り替えることができます。

切り替えるときに、運転免許の試験の一部（学科試験や技能試験）を受けなくてもよい国や地域もあります。

- **その外国で取った免許証が有効であること（有効期限が過ぎた免許証は、切り替えできません）**
- **外国の運転免許証を取った日から、合計で3か月以上、免許を取った国にいたことが証明できること**

日本で新たに運転免許を取る場合、「自動車教習所」に行きます。

ふつう、日本では、自動車教習所で、いろいろな勉強をして、運転免許を取ります。

自動車教習所のお金は、約20～30万円です。

詳しいことは、自動車教習所に聞いてください。

2. 暮らしと住まい

★日本の運転免許証に切り替えるとき、新たに運転免許を取るときに、手続きする場所（大阪）

- ◆ 門真運転免許試験場

電話番号 06-6908-9121

- ◆ 光明池運転免許試験場

電話番号 0725-56-1881

☆参考サイト

警視庁「外国免許・国外運転免許証関係」

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/menkyo/menkyo/kokugai/index.html>

② 自動車・バイク

A 登録・変更をします

次のときは、登録・変更が必要です。

- 店で、自動車・バイクを買ったとき（店が、必要な手続きをしてくれます）
- 他人から、自動車・バイクを買ったとき、もらったとき（あなたが、手続きをします）
- 自動車・バイクを他人へ売ったとき、あげたとき
- 自動車・バイクを持つ人の住所や名前が変わったとき
- 自動車・バイクを廃車（登録を取り消すこと）にしたとき
- ナンバープレートをなくしたとき

★手続き・問い合わせ

- ◆ 普通自動車：大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所

電話番号 050-5540-2060

- ◆ 軽自動車：軽自動車検査協会 大阪主管事務所和泉支所

電話番号 050-3816-1842

- ◆ バイク（排気量125cc超）：大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所

電話番号 050-5540-2060

- ◆ バイク（排気量125cc以下）：泉佐野市役所 税務課

電話番号 072-463-1212（内線2131～2148）

B 車庫証明を取ります

自動車登録するために、自動車を置く場所があることを証明する「車庫証明」が必要です。

泉佐野市では、軽自動車には、車庫証明は必要ありません。

★手続き・問い合わせ

- ◆ 車を買った店
- ◆ 泉佐野警察署

電話番号 072-464-1234

C 車検を受けます

自分の車が法律の基準に合っているか、定期的に検査をします。

この検査に合格していない車は、公道を走ることができません。

★手続き・問い合わせ

- ◆ 車を買った店
- ◆ 普通自動車：大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所

電話番号 050-5540-2060

- ◆ 軽自動車：軽自動車検査協会 大阪主管事務所和泉支所

電話番号 050-3816-1842

D 自動車保険に入ります

自動車保険には、2つの種類があります。

法律で、入らないといけない「自賠責保険」と、入るか入らないかを、選ぶことができる「自動車保険」です。

事故をおこすと、たくさんのお金が必要です。自賠責保険だけでは、足りないことがあります。自動車保険も入ったほうがいいです。

E 税金を払います

毎年4月1日に、普通自動車や軽自動車、バイクを持っている人に、税金がかかります。

あなたの普通自動車や軽自動車、バイクを他の人に売ったとき、あげたとき、廃車にしたとき、または盗まれたときは、必ず

担当する役所（※）で、名義変更や廃車の手続きをしてください。

これらの手続きをしないと、いつまでも、あなたが税金を払わなければなりません。

※担当する役所

- ◆ 普通自動車、バイク（排気量125cc超）：大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所
- ◆ 軽自動車：軽自動車検査協会 大阪主管事務所和泉支所
- ◆ バイク（排気量125cc以下）：泉佐野市役所 税務課

税金を払う方法

普通自動車

5月初めに、大阪府から、納税通知書が届きます。5月末までに払います。

★問い合わせ

2. 暮らしと住まい

おおさかじどうしゃぜいじむしょ いずみぶんしつ
大阪自動車税事務所 和泉分室

でんわばんごう
電話番号 0725-41-1327

けいじどうしゃ
軽自動車、バイク

がつはじ いずみきのしやくしよ のうぜいつうちしよ とど がつまつ ほら
5月初めに、泉佐野市役所から、納税通知書が届きます。5月末までに払います。

★^と問^あい合^あわせ

いずみきのしやくしよ ぜいむか
泉佐野市役所 税務課

でんわばんごう
電話番号 072-463-1212 (内線^{ないせん}2131～2148)

③ 自転車

自転車にも、登録の手続きが必要です。

登録をします

自転車を買った店で、「防犯登録」をします。

保険に入ります

法律で、「自転車損害賠償保険」に入ることが、決まっています。

注意

自転車を拾って、乗ってはいけません。

たとえ自転車が捨てられていても、それは誰かが盗んだ自転車かもしれません。

自転車の盗難届が出ている場合、その自転車に乗っていると、トラブルになります。

駐輪（自転車やバイクを、置くこと）

駅前などには、バイクや自転車を置いてはいけない場所（放置禁止区域）があります。

放置禁止区域にあるバイクや自転車は、持って行かれます。

持って行かれたバイクや自転車を返してもらうときは、お金を払います。（保管期間は1か月間）

☆参考サイト

警視庁「交通安全」

2. 暮らしと住まい

<https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kotsu/index.html>